

## 令和6年度 山形県立ゆきわり養護学校いじめ防止基本方針

相談部

### 1 いじめに対する基本的な考え方

#### (1) 本校幼児児童生徒の実態

- ① 本校の幼児児童生徒は身体が不自由であることなどから自分の意図したような身体の動きをしたり、言葉でのコミュニケーションをしたりすることが難しい。
- ② 令和5年度いじめ発見調査アンケートの結果から、令和5年度末時点でいじめられていると感じる生徒は、小学部で1名、高等部で2名。関係者への聞き取り及び支援者間での情報共有を行い、組織的に対応している。
- ③ 保護者アンケートの結果、「いじめをうけているか」の質問について気になる状況について情報提供をいただいた。本人への丁寧な聞き取りや支援者間での十分な観察を行い、安心して学校生活が送れるよう、組織的に対応している。

#### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、幼児児童生徒に対して、当該幼児児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該幼児児童生徒と一定の人的関係にある他の幼児児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった幼児児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

注：ふざけ合いであっても、幼児児童生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。

：好意や親切心、正義感などからの言葉や行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である。

#### (3) 具体的ないじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

### 2 いじめ防止の基本施策

#### (1) 本校の基本方針

- ① いじめは絶対に許さない。
- ② いじめはどの子どもにも起こりうる。（いじめは、なかなかなくなる。）
- ③ 特に「未然防止」「早期発見」に重点を置き、いじめ見逃し「0」を目指す。
- ④ 自分のこと、友達のことを大切にできる子ども、いじめに向かわない子どもの育成。
- ⑤ 幼児児童生徒一人一人の自己有用感を高める教育活動の推進。
- ⑥ 道徳教育としての取り組みの促進。
- ⑦ 小学校1・2年（生命の尊さ、親切・思いやり、友情・信頼、公正・公平・社会正義等）
- ⑧ 小学校3・4年（生命の尊さ、親切・思いやり、友情・信頼、相互理解・寛容等）
- ⑨ 小学校5・6年（生命の尊さ、親切・思いやり、友情・信頼、よりよく生きる喜び等）
- ⑩ 中学校（生命の尊さ、思いやり・感謝、友情・信頼、公正・公平・社会正義、よりよく生きる喜び等）

(2) 「未然防止」「早期発見」「適切な対応」の取り組み

- ① 毎日の終わりの会などで、日頃の言動を振り返ったり、自分や友達を大切にすることについて考えさせたりすることなどを日常的に働きかける。
- ② 全ての幼児児童生徒がわかる・できる授業をめざし工夫する。
- ③ 幼児児童生徒が安心・安全に過ごすことができる居場所（学級・学校）を作る。
- ④ 幼児児童生徒同士が積極的にかかわり合う活動や友達のいいところに目を向ける活動を通して、自己有用感と自他を大切にしようとする気持ちを育む。
- ⑤ 幼児児童生徒や保護者が相談しやすい信頼関係を築き、日頃から保護者との連絡を密に行う。（保護者との個別面談（年3回））
- ⑥ 山形県立こども医療療育センター、寄宿舍、各関係機関との連携を密にして情報を共有する。
- ⑦ 教育相談週間（6月、11月）を活用する。
- ⑧ 教員向け「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を利用し、確認する。
- ⑨ いじめ発見調査アンケートを実施（年2回：6月、11月）する。

3 教育的諸課題等から特に配慮が必要な幼児児童生徒について

- (1) 日常的に特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の幼児児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。具体的には、
  - ・発達障がいを含む、障がいのある幼児児童生徒
  - ・海外から帰国した幼児児童生徒や外国人の児童生徒
  - ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る幼児児童生徒
  - ・被災幼児児童生徒
  - ・新型コロナウイルス等感染者及び感染流行地域に居住する幼児児童生徒
- (2) いじめが起きやすい学齢の児童生徒（一般的には小学校高学年から中学2年生頃）については教師が意識して見守りや面談を行う。

4 インターネット上のいじめの対応について

- (1) 情報モラルやインターネットに関するルールについて、学ぶ機会をつくる。
- (2) 保護者にフィルタリングや使用上の約束の必要性を理解していただく。
- (3) 寄宿舍生は、必要に応じて家族への連絡を行っている。インターネットを使用する際は寄宿舍指導員にことわって使用している。

5 重大事態への対応

(2) 重大事態の態様

- ① いじめにより、当該学校に在籍する幼児児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより、当該学校に在籍する幼児児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 生命、心身又は財産に重大な被害に該当すると想定されるとき  
【幼児児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等】

(3) 基本的な対処

- ① 事態が発生した場合（疑いがあると認められたときも）速やかに学校の設置者（県教育委員会）を通じて、地方公共団体の長等まで事態が発生した旨を報告する。
- ② 重大事案が発生した際は、「いじめ防止対策委員会」を母体として学識経験者、心理や

福祉の専門家等を加えた組織を立ち上げ、事態の解決に向けて迅速に対処する。

- ③ 事実関係を明確にするための調査を早い段階で実施する。
- ④ 当該幼児児童生徒だけでなく、周りの幼児児童生徒の心のケア（サポート）と落ち着いた学校生活を取り戻すために、カウンセラー等の専門家を要請する。
- ⑤ 調査結果等の必要な情報を適切に提供する。

## 6 点検・評価と見直し

- （１）いじめ問題に関する取組が機能しているかを学校評価・教員評価によって点検・評価し、常に見直しを図りながら推進するPDCAサイクルを確立する。

## 7 いじめ防止の校内研修

- （１）職員会議や学部会などを通して、いじめの定義の解釈の明確化・再確認をする。
- （２）具体的な事例（共通理解形成資料（文科省）等）での研修を重ねることで教師間のいじめの捉え方のばらつきをなくし、いじめの芽を見逃さないようにする。

## 8 いじめの解消について

### （１）いじめ解消の要件

#### ① 「いじめの加害行為が止んでいること」

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも３ヶ月以上継続していること。行為が止んでいない場合は、いじめられた幼児児童生徒を徹底的に守り通してその安全・安心を確保し、直ちにいじめ防止対策委員会を開き対応の見直しを図る。

#### ② 「被害幼児児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

被害幼児児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### （２）いじめ解消の判断

- ① いじめ解消の要件を満たしているかをいじめ防止対策委員会で判断する。
- ② 「解消している」状態を確認した場合でも、いじめが再発する可能性が十分にある。被害者加害者の両方を日常的に注意深く観察し続ける。

### 《参考図書等》

- ・ 山形県いじめ防止基本方針
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」年度当初の確認点（生徒指導リーフ）
- ・ いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告（総務省）
- ・ いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組みについて（文科省通知）
- ・ 「ひとはいじめをやめられない」中野信子 著 「いじめとは何か」森田洋司 著

## 9 いじめに対する組織的な対応

いじめを認知（疑わしきものも含む）

報告：発見者→学部主任→生徒指導主事→相談部長→教頭→校長

### 事実確認

- ①誰が誰をいじめているのか    ②いつどこで起こったのか
- ③どんな内容のいじめか        ④どんな被害を受けたのか
- ⑤いじめのきっかけは何か      ⑥いつ頃から、どのくらい続いているか

### いじめ防止対策委員会を招集

- 【メンバー】校長、教頭、教務主任、相談部長、生徒指導主事、養護教諭、寮務主任、学部主任、担任
- 【内容】担任・学部主任から報告を聞き、いじめであるかを判断し、今後の対応を検討
- 【役割】司会→教頭    記録→報告者以外で輪番

### いじめでないと判断

- ・見守りを継続
- ・必要あれば保護者に連絡

### いじめと判断

- |                                           |                          |
|-------------------------------------------|--------------------------|
| ・被害幼児児童生徒の保護<br>・保護者へ連絡、家庭訪問等             | ・周りの子どもの聞き取りと指導          |
| ・加害幼児児童生徒への指導<br>・保護者へ連絡<br>・被害者への謝罪の場設定等 | ・教育委員会へ報告<br>・PTA 代表等へ連絡 |

### 重大事態と認識

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日間を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

直ちに、校長が教育委員会に報告

### 第三者を交えた委員会を立ち上げ

メンバー：校長、教頭、事務長、教務主任、養護教諭、学部主任、寮務主任、相談部長、生徒指導主事、学校医、警察署、教育委員会 等

事実関係を明らかにするための調査を実施

教育委員会に報告

被害生徒・保護者に情報提供

教育委員会からの指導・助言のもと迅速に対応

### 臨時職員会議

### 臨時保護者会

見守りの継続、保護者へ定期連絡、再発防止に向けた取り組み（基本方針の見直し等）

## 10 いじめ防止対策年間計画

| 時期   | 内 容                                                                                                                                                                     | 留意事項                                                                                                                                                                                  |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 月  | 第 1 回いじめ防止対策委員会<br>※R5 末に紙面開催で基本方針を確認しているが、改めて集まって変更点を含め、方針を確認する。<br>・今年度のいじめ防止対策基本方針を提案。<br><br>※年度当初の分掌部会で改めて提案・協議する。                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休業明け自殺者増加</li> <li>・昨年度からのいじめ問題引継ぎ確認（見守りの継続等）</li> <li>・新型コロナウイルス感染症に係る適切な指導、心のケアを行う（年間を通して）</li> </ul>                                     |
| 5 月  | 必要に応じて教育相談                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連休後自殺者や学校不適応等に対応</li> </ul>                                                                                                                   |
| 6 月  | 第 1 回心のアンケート・いじめアンケート<br>必要に応じて個別面談（10 日～21 日）<br>第 2 回いじめ防止対策委員会<br>（6 月のアンケート結果を受けて）                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載があれば直ちに対応</li> <li>・高等部修学旅行該当クラスは、アンケートの時期をずらすこともある。</li> </ul>                                                                             |
| 7 月  | 第一期いじめアンケート結果を県教委へ報告                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                       |
| 8 月  | 必要に応じて教育相談                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2 学期始業式前後自殺者数がピークとなる</li> <li>・長期休業明け学校不適応等に対応</li> </ul>                                                                                     |
| 9 月  | 必要に応じて教育相談                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                       |
| 11 月 | 第 2 回心のアンケート・いじめアンケート<br>必要に応じて個別面談（11 日～22 日）<br>第 3 回いじめ防止対策委員会<br>（11 月のアンケート結果を受けて）                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載があれば直ちに対応</li> </ul>                                                                                                                        |
| 12 月 | ・第二期いじめアンケート結果を県教委へ報告                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                       |
| 1 月  | 必要に応じて教育相談                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休業明け自殺者の増加や学校不適応等に対応</li> </ul>                                                                                                             |
| 2 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度いじめ防止対策基本方針の分掌部内での検討</li> <li>・第 4 回いじめ防止対策委員会</li> </ul> （次年度の基本方針について、大きな変更があった場合には会議を設定。そうでない場合には、年度内は紙面開催で次年度初めに会議を設定する） |                                                                                                                                                                                       |
| 3 月  | 第三期いじめアンケート結果の様式の準備<br>（4 月中旬までに報告できるように必要な場合は引き継ぐ。）<br>問題行動・不登校等調査の様式を作成しておく。<br>（県教委あてに 4 月下旬までに提出するもの）                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・来年度への引継ぎ（見守りの継続等）</li> <li>・「令和 6 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の報告</li> <li>・次年度 4 月に委員会の予定</li> <li>・次年度に向けた書類の作成（令和 6 年度版の方針）</li> </ul> |

※R6 年度は、各学部相談部の呼びかけにより、学部の実情に応じて友だちの良いところに目を向ける活動をそれぞれ実施する。